

函館市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 4 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 3 3 号

函館市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

函館市公衆浴場法施行条例（平成 2 5 年函館市条例第 3 4 号）の一部
を次のように改正する。

第 5 条第 6 号イ（ウ）中「大腸菌群」を「大腸菌」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。